

参議院農林水産委員会會議録第四十九号

になっておりますが、さらにその前の年が一二%でまた前の年の騰貴率に返ってきておるわけです、三十四年には、だからその理由をお聞きしておるのです。その理由をどう見ておるか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 価格統制を撤廃いたしましたあの農地価格の形成がどういうメカニズムと申しますか、どういう理由で水準がで上がるであらうかということにつきましては、いろいろと調査の依頼その他をやり、かつ研究機関等にも研究をお願いいたしておるわけですが、最近のやや大勢的な見解といたしましては、先ほど審議官が申しました通り、一反歩の買い足しを可能ならしめるところの限界収益が、これを最終的には基礎しておるのではなからうか、こういう見解が相当強く相なっておるわけでありまして、そこで、別途最近の農地の階層別の移動をずっと見ますと、御承知の通り過去におきましては五反を境目にいたしまして上にふえるという傾向を示しておりましたものが、最近におきましては一町以下層におきましては売りが多い、一町以上層においては買いが多い。言葉をかえまして一町以上、一町五反から二町層の階層におきまして農地の取得が比較的多くなっております。その階層は大体買い足し一反歩に對しまして十七、八万円の支出に耐える階層である。従って最近におきまして価格がどうしてこのように上がったかという問題につきましては、比較的中上層が農地を取得する傾向に入つて参りました。そのためにそれらの階層におきまして一反歩に對します支払いが相当ございまして関係上、この水準の価格が出て参つてい

る。ただし、それも今後ともそういう形におきましてさらにこの水準を急激に上げるのには、日本におきまして階層がそう大規模でございせんので、これが激化するというふうには私どもは考えておらないわけでありまして。

○龜田得治君 そういう分析だけでは、実態がよくつかめないのじゃないかと思うが、農地からの収益という問題もありまして、同時に農業外にもいろいろ原因が強く働いている。これは不動産研究所のこまかい調査等をごらんになつても表われているのです。上がった下がたつたといつても、それから常識的にわれわれがあらちこちらで聞くことなどを整理したつて、そういう点ははっきり言えるわけですが、農地としてよりも農地以外の需要というものが出ているわけですね。現在農地であつてもいつでもこれは変わるものでいうふうに見ているのか。収益還元という計算が出てこない、それはなるほど大きな農家が新しく農地をかかえ込めば何とか処理していくでしょう。しかしそれは正常なかかえ込み方とは簡単に言えないと私は思う。農地から収益を上げるという問題もあるが、同時に農地外の問題もある。それらの問題を一体どういうふうに検討されているのか、そこをお聞きしたい。

○説明員(丹羽雅次郎君) 御指摘の通り、都市近郊等におきまして転用が相当進捗いたしております。この転用につきましては工場その他の支払い能力、あるいはどうしてその土地に工場を作りたいという産業立地上の要請からそこに場所を求めたいという場合

には、確かに御指摘の通り相当高い値段でございまして。ただ、今のお話との関連で申し上げたい点は、お手元に不動産研究所の調査をお持ちのようでございますが、その調査要領にも書いてあります通り、耕作を目的とする田畑等につきまして、売り手と買い手が適当と認める値段を開き取りまして、それから第三者等の判断等も参酌いたしまして、不動産研究所の方ではこの値段をサンプル調査いたしております。

従いまして農地価格の問題としては、一応私どもはこの資料によつて判断いたしたわけでございまして。この外に転用目的の価格、転用期待価格というものがあつて得るわけですが、不動産研究所の方で御調査願つておりますのは、建前といたしましてはあくまで農地を農地として使う場合の価格の調査という建前に相なつておるわけでございます。もちろんその際に心理的に全然転用期待価格等が入り込まないという断言もしかねると思つてますが、建前としては、農地を農地として使う場合における価格の調査、それからもう一つ御指摘の通り都市近郊その他におきましては、そういう意味の、ここに申しますと十八万円とか何とか言つておりますものほかに、もっと高い水準の価格が形成されていることは事実でございますが、これは一応私ども農地価格のラチ外にして不動産研究所の資料を使つていただいておりますわけ

り得るわけなんです。従つて買い手はもし農地として買つて、そして非農地に売れば、非常に大きな今の状況ですと差額が出るわけですね。これは私は当然売り手、買手の間にその差額は大きく入つてきていると思う。純粋な農地売買の場合ですよ。それともう一つは、目的が抽象的に違ふだけで、現物は一緒なんです。隣り近所に非農地としての高い売値があるということ

は、これは心理的じゃないに、当然のこととしてやはり響いてくるわけなんです。だからあなたの方は、農地を扱つておるのだから、農地の見方というところに重点を置いておやりになつておるようですが、そういうことではやはり実態とそぐわないわけなんです。ことに大都市近郊にみるほど実態とマッチしない。そういう立場で考えていかねと。しかも、その要素が非常に強くなつてきていると私は考えておる。これは数字でどの程度で表わすかは別として、ただそういうものを付随的な主観的な心理的な要素として考えるような、そんな小さなものではないと私は思う。これはどうですか考え方の問題ですが、農林大臣。

○國務大臣(周東英雄君) この点はお話の点でもっともだと思つてます。ただ、私は今管理部長が言つたことにも理由はあつてと思つて、一面農地に関する固定資産税等の土地の評価ですね。これは絶対に農地価格の時価でやつちや困るというところはあなたの方からも陳情があるし、むしろ収益で見ると、こういうことがいふと思うわけですね。これを売るときは、そんな価格じゃない、工場用地なんか売れば高くなるというように、農地の価格はそ

うなんだというふうなことに、一つの農地の価格を使い分けるような格好になつておる。これは実に妙なことだと私も思つておるのですが、しかし現実にはたとえば売つていくときはなるだけ高く売つて、そしてそれに対して利益を得ようとするのは人の情けであります。そういうことから考えて、そういうことの見方があるのですけれども、この問題を、農地を農地として買

い取るといふような場合に、工場用地転用地として使われる場合における価格通りで買わなくちゃならぬという場を及ぼす、一体そういう問題についてどうするかというの、あなたのお尋ねの趣旨だと思つて。今私どももこれをどうするということはまだ考えていませんが、この問題については私も別途研究を今いたしている最中であります。将来において、この農地が農地として売られ、また農地として買ふという場合における措置というやうな問題についていかにするかというところで研究していますから、今すぐにとつて研究しては申上げられませんが、そういうふうな考えております。本来農地が売られない限りは、実際上は価値があつてもないようなものでありまして、農業者自体において、あまり価値を上げたつたり下げたりすることとは困るというところは、端的に固定資産税の評価の基準にそれがとられておるというところを考へつ一つ研究してみたいと思つてます。

○龜田得治君 これは多少間接的なことになりまして、しかし問題は非常に重要なことだと思つてます。これはたびたび私たちがぶつかつた問題ですが、

それは農地としては、たとえば解放農地などで非常に安く買って、工場等の敷地になる場合に相当高く売れる。解放農地でなくともいいが、設例として、解放農地だと例の被買収の問題がありますから、そんなことはどうでもいいが、とにかく農地が非農地化する場合には、その農地を相当高い値段で売っている、これは事実です。これに對して相当批判をする人があるわけです。これは農林大臣、どういふふうにお考えですか、こういう現象に對して。

○國務大臣(周東英雄君) これは特に農地が旧地主等から農地改革によつて小作農に売り渡されたというふうな場合、特に今のやうな節が多いと思う。自分らは安く売った、ところがこれがだいたい高く何百倍にも売られる、そういう問題はいろいろある。それに關連して、あのときの取引価格が安かつたとかいふやうなことで出ているのが批判の大きな点であります。もう一つは、かくのごとき形の農地を、とにかく工場主の方面からいっても、便利な所で早く土地を得たいというところはあるけれども、この農地をつぶしていくといふことをやめて、既耕地でない所に一つ工場を建てるといふようにすべきじゃないか、ああいう所を勝手に転用させるというところはおかしいのじゃないか、しかも非常に高い価格を出して、そうして農家から高く買うといふことで勧誘して買う。工場の方はえらく高くてもうかるから、さらに出して、もう一つあると思ひますが、そのことは非常に影響するところが大きいといふことがまた第二の批判であ

ります。私たちはやはり今後における考え方としては、価格の問題だけでなくて、何とかして既耕地をつぶさぬやうに、そうして工業の発展も必要なことから、そういう面はできるだけ既耕地をつぶさぬところの林野の方を新しく工業用地として使うやうな方向でまず指導していきたい。今度後進地域の開発というやうな場合においても、やはり農山村、後進地域といふやうな方面に工場を誘致するといふやうな場合には、なるだけそういう耕地をつぶさぬやうな方向へ持つていって、いたずらに工場用地がどんどんふえていくから、それで農地はどんどん高くなるのだという、収益価格といふものを全然離れてしまつておる土地価格が出てくるということが農地の動きに非常に影響しているから、そういう面について考慮すべきじゃないかといふやうな点もいろいろあると考へていふのでありまして、必ずしも私はいいこととは思つておりません。

○龜田得治君 ところが、いいことは結論的に何か思ひえないやうです。が、農民が農地を売つて相当な金を得る、もしこれをかりに半分なら半分に下げたとしますね。そうすると、その差額といふものはこれは工場の方がもうかるわけですね。それだけやはり値打ちがあるわけなんです。非農地化した場合に、だからもつと下げたらいけないかといふところが、それだけの値打ちがあるから工場主は買ひにくるわけですね。だからそういう場合に、一がいに農民の手取りが多過ぎるといったやうな批判はこれはできないわけでしょう。

○國務大臣(周東英雄君) 私はさうい

うふうな考え方、指導はよくないと思ふのです。私は今お話のように、農民の手取りをよけいにしてやる、高く売れさせなければいけないかといふやうにも承ります。私は農地を売つてしまふといふ場合は、すでに農民じゃないのですから、それはできるだけ転産をする場合に、所得をよくしてやるといふことで、よけい売れるといふことはよいのですけれども、ただそれを高く売らせなければ売つていこうとする農民のためにならないといふ考え方はとらないので、むしろ農地といふものの姿といふものは合理的な形であるべきである、こういうふうな氣持を持つ。それから、それじゃ半分になつた場合に工場がもうかるだらうといふやうな話ですが、私は工場用地として、やはり競争的に高く積み上げて買ふといふことが必ずしもよくなくて、やはり適当な価格で売買されて工場が経営されれば、それだけ生産コストといふものは下がると思ふ。一般大衆、国民経済の上からいへば私はいいのじゃないか。安くしたら、えらい工場関係だけがもうかるじゃないかといふやうな極端な考え方は私は持たないのです。

○龜田得治君 ところが、この問題は自然に放置しておけば、これはどうしてもやはりさういふ農業外からの影響で上がる傾向といふものは私は下がらぬと思ふのです、その傾向は。そこを申し上げておるのです。だから、なぜ申し上げるかといふと、これは総理の答弁でしたか、ともかく農地価格のよくなるものは自然の取引にまかしておくと、自由経済だから、さういふ考えである、さうおっしゃつておるわけ

です。だからそれでいけば、好ましいことか好ましくないかといふことは別にしてお、この騰貴率といふものは私は下がらぬと思ふ。将来の見通しについてはあまりはつきりしたことをおっしゃつていないわけですがね。結局は何でいふ。農業外のさういふ影響力といふのは、人口の増大、一つは工場、一つはいろいろな公共事業が多くなること、要約すればさういふやうな要件でしょう。これはみんな土地を必要としていふわけですからね。で、今の基本法からいきましても、考え方としては工場を地方に分散しよう、さういふ考え方もあるわけでしょう。さうすると、この自由経済の中におけるこの日本の農地の価格といふものは、上がる要因こそ強まつても、なかなかそんな下がる要因といふものはあまり考えられない。そこら辺を、自由経済を前提にして、非農地化する場合には、価格をこれ以上上げてはならぬとか、あるいは工場取得用地の価格はさうこれ以下だとか、さういふ規制をお加へになるといふことが前提なら、これはまた別ですよ。

○國務大臣(周東英雄君) 私は、今日までの関係において騰貴傾向にあったといふことは認めますが、それが土地の収益の非常な増、ことに戦後における状況が、極端に食糧といふものを要求し、それを、食糧だけでも取りたいといふために土地を買ひたいといふものが出てきたりして、かなりさういふ面からも土地の騰貴が行なわれた。それからさらに近ごろにおいては、急速な工業発展に伴つて工場用地としての関係が響いてきたといふことは私も認める。しかし私は自由経済のもので

も、これはやり方によつて騰貴をにぶらすこともできるのではないかと思ふ。といふことは、今申しましたやうに、めちやくちやに上がつておるといふことは、先ほど管理部長の方からも言つたと思ひますが、やはり都会地近郊の方が多いいですね。これはある程度一番便利だからさういふ面のところへ工場拡張あるいは工場用地を取得したいといふことが出て参りまして、ますますその近辺における土地の価格を引き上げるであらうといふこともあると思ひます。私はやはり工場分散といふものを考へなくちゃならぬといふことは、一面において、後進地域等における方向に、水なり電気なんかの問題が考へられるときに、水なり電気がかなり行き詰まつていふところを、便利だからといふこと、これはもちろん製品を運ぶためにも、原材料を入れるためにも交通関係のいいところの方が便利であらうけれども、水、電気等の考へ方からいふと、やはり工場は地方に分散する方がよろしい。さういふ場合において、地方に分散したら今度は地方の農地がつぶされるから、土地が上がるんじゃないかといふ御議論もありますが、ところで、私は未開荒地域なり、既耕地をつぶさないでさうして原野林といふやうなものを開いて建てさせる方向に持つていけないか、さういふことが一つの考え方です。そのことは、一面には工業といふものの発展は必要だが、どうせ未開荒地域にやる場合には、やはり交通問題もその計画に綜合してものを考へていかなければならぬ。東北地方の開発についてわれわれが一番考へたことは、やはり道路、港湾鉄道、さういふものをまず

縦、横にその開発計画の中に入れて、そうして東北地方に工場誘致されても、その製品なり原材料を獲得するに便利な方向へ持っていくということが基本計画であつて、それに沿うた工場誘致でなければならぬ。それに、でき得る限り既耕地をつぶさないような方向へ持っていく、新しい土地を造成してもらうということ、総合開発委員会及び東北開発株式会社においては土地の造成というようなことも新しく考えましたのであります。こういうことも、私は全面的にいくとは思いませんけれども、やはりある程度既耕地をつぶさずにして農家のために考える、そうして農地価格その他の価格の抑制になる、それをしなければならぬ。別途にさらに今研究をいたしておることは、かくしてもなおかついろいろな問題があると思ふ、それらに対して、農地は農地としていろいろ動く場合における問題については別途に考究をいたしておるわけでありませう。私も今直ちにお話しのように、土地の統制を、土地価格統制というように今考えておりませんが、そこまですぐまでいろいろな問題で解決すべき問題がある、こういうことで研究いたしております。

○龜田得治君 この小農、家族経営であらうと共同化であらうと、とにかく経営規模を拡大しなければならぬ。これはまあ非常に至上命令です、どういう立場に立つても、それをスムーズに進めるには、しからば何が一番いいか、これが私は一つの問題点だと思ふんですね、実際問題として不動産研究所なんかで出しておる表なんかよりも高いんですね、農地の場

合であつてもこの表よりも高いんですね。いわんが耕作目的といったようなことをはずれておる場合は、非常に高いんです。その中間のようなものになると、やはりここに書いてあるよりも高い。これはやはり一つの大きな障害なんです、しからばそれを自由経済のもので規制していくということは、これはなかなか私はむずかしいと思ふ。そこで、私は共同化というやり方ですね、これがみんなが出し合うわけですからスムーズにいくわけですね、その点は。そういう点をもう少しこの共同化の問題について評価すべきじゃないか。何かこう家族経営の方が農民の心理に合うのだとか、まあいろいろな説明もありませうけれども、しかし、そんなことを言つておつたのでは、結局は現状と大して違わないことになつてくる。よく所得増進計画が引き合ひに出されるのですが、それを私が引き合ひに出しますと、どうもあれは一つのおかしい考え方なんです、その通りやるのじゃないといったようなことを言われるわけですね、しかしあのの中にやはり経営の拡大というものと、まづ正面から取組んで、一つは自立経営、もう一つは共同化についての規模、大きさを、田畑なり、そういうものについて一応考え方を述べている。ああいう考え方は、あつてに書いてある数字通りが、はたして技術的に見ても一番いいものかどうか、これは私はわからぬと思ふ。しかし、やはり筋はそういう方向のものだろうと私は思ふのですよ。そうなれば、それがなりやすいようなことを考える。そうすれば二十町、三十町といったようなことになれば、これはとても、そんなもの

のを個人で買ひ集めていくというふうなことは、現在の農地改革じゃとても考えられるものじゃない。まあ二町五反程度ならば、それは無理してやれば経営の中に包含できるのだといったようなことも言われますけれどもね。それはもつと大きなものになれば、とてもそんなわけにはいかない。だからそういう意味で古い考え方を農林大臣も捨てて、もう少し積極的にやはり経営規模の拡大、そのための共同化というものを考えるべきじゃないか。価格の面からもう思ふのですがね、どうなんでしょうね。

○國務大臣(周東英雄君)お話しですが、私はやはり日本の形態としては家族経営というものを中心とし、これを近代化していく、それがまあ理想としては自立経営になつていく、そうしてそれは農業基盤である土地を増大していくといふことも一つであらうし、また、その内部における経営のあり方、営農のやり方というものを改善することによつて所得を上げることが、生産性を上げることができ、こういうふうないろいろなことが総合的に立てられていくことを中心として考えていくという考え方には変わりはないと思ふ。しからばそれが個別的、個人的にやるのなら、土地をどうかしていくのに骨が折れる、高いから。だから社会党さんの方では、みんな土地を出し合つて合せるというところでございまして、しうけれども、私は土地を出して合せるよりも、やはり問題は土地はそ

になるという、土地を少なく出しておる者の方はやはり少なくなる。それ自体では私は所得分配というものはどうかするわけではないと思ふのであります。しかし、共同でやられるということについて、機械の利用その他について便利であるという、合理化、近代化するについて便利であるということはありません。しかしその行き方については、私も家族経営を中心をやつたものについても、第二段として、その共同の方式にはいろいろあるので、一つは協業という言葉を使つておりましたが、その中には従来の家族経営をくずさず、土地その他を自己所有において、経営形態としては家族経営であるけれども、農業機械その他のものを共同利用設備として持つてやる共同もあり、それはぐんぐんその事態が進んでおります。さらに進んでは今お話しのように自分らが土地、家畜、あるいは機械の所有権を法人に移して、そうして営農形態としては法人になつて、形式的には農業者が労働者の形になつてやるという場合もあると思ふますが、それは私もやはりぬのじやなくて、あくまでも農業者がくすることを希望するという場合において、そういう方面に助長していこうというのであります。従つてそういう形態に入る場合と、自己が経営形態としての形を存続していきつつ、機械等の共同利用によつて現在持っている土地をより有効に効率を上げて所得、生産を上げていくという方式は、私は最も日本の社会の状況に合つていふと思ひます。その場合において農業基盤の増加というものが、これにつけ加わ

われはなおかつこうであるし、それは地方なりに違つて参りましようが、それについての土地取得に関しては、私はなお先ほど申しましたように、今後の状況においてこの法案の通過後にいて深く研究をしたいと思つております、かように申し上げたのであります。

○龜田得治君 まあ、この共同利用などの作業が相当行なわれる。また行なわれやすい。今後も拡大するでしょうが、これはやりやすいからですね。持ち出しがないからですね。だから経営規模の拡大だつて、二町五反とか、そんな程度じゃなしに、もつともつとやはり必要性があるのです。しかしそこに持ち出しという問題が出てくると、それはもう限界点に達してしまふ。限界点に来るから、そこを限界点として適正な規模のような理屈を立てなければならぬことに逆になつてくるのです。そこでもう少し違つてくるのです。そこでもう少し違つた面から私の疑問点をお聞きしたいのは、しからばこの二町五反というものがいつまで目標の規模として続くのかということですね。これは私はたとえヨーロッパ諸国でも家族経営が主体、共産圏以外はですね。そういうところのなを見ても、二町五反というようなものは、これはもう全く非自立農家になつてゐるわけですね。私はこの二町五反、かりに一応のめどを立ててやつたつて、そんなものは、この近代化なり、あるいは生産性の向上といったようなことをずつと本気になつてやれば、すぐまあ職場としては小さな職場になつてしまふ、そういう感じを持つてゐるわけですがね。その点どうでしょうか。必ずしも、そ

の二町五反というのは、そういう地域なりあるいは作物等によって、なにも二町五反にこだわっているわけではありませんが、大体その前後のところだ。そんな程度の目標のところではすぐ行き詰まってしまうのじゃないか。

一般の産業がどんどん成長していくときにテンポが合わないじゃないか、初めからそんな小さな目標では。ただ私が主観的に言うのじゃないに、この自由主義経済のもとにおけるヨーロッパ諸国の規模を見ても、そういう感じを持つわけなんです。それはどうなんですか。

○政府委員(大沢融君) まあ二町五反がかりに目標といたしても、これは他産業の生産性も伸びますし、他産業に従事している産業従事者の生活も伸びるわけですね。従いまして、そのときどきによって、自立経営の規模というのは非常に固定的に考えるというところでなくて、ほかの産業が伸びるというので、それと均衡をとるということならば、農業の方の自立経営の規模というものはもともと大きなものと考えていかなければならないということにはなるかと思えます。

○亀田得治君 そうなりますと、二町五反になること自体が、農地価格との問題等がある、なかなか困難なんですよ。それは十年たつたって、倍増計画の百万戸というのはなかなかそろわぬと思う。困難ですよ。だから実際にできる規模というものは、この十年後でもやっぱり相当、今のような状態では過小農が多い。だからそういう制限である程度の努力をしてもこれは追いつけないので、だからそれじゃ家族経営で十町も十五町も目標にできるか

という、これはまさか幾ら農地価格を圧縮するといつても、自由経済のもとではちよつと見通しがつかないでしょう。そうなればやっぱり共同化という方式しか出てこぬわけですね。

○政府委員(大沢融君) 二町五反はどうかということは、これは別に問題があるかと思いますが、現にたとえ一九六〇年センサスの結果を見ましても、五年前の三十年に比べて五反から一町の層というのは減りまして、一町から上の層というのが非常にふえております。二十五年に一町以上の農家の数というのは約二五・五%、それが三十年に二七%、三五年に二八・三%、相対数もふえておりますし、また農家数としてもふえております。その上さらに一町五反以上ということになれば、もっと率としてはふえる方がふえております。そういうような形で農地が移動いたしまして、自立経営というような方向に現実動いてくるといふことは、これは否定できない事実だと思ふのでありますが、ですから二町五反は別といたしまして、そういう方向で現実動いている、またそういう動きが今後、先ほど大臣も言われたように、動くような方向で土地の流動化、土地の価格というような問題についてでも施策を行なっていくべき、さらにこれが伸びるということが予想されます。ただお話しした二町五反といふまでも、二町五反ではとてもいかにないかという場合に、これは何も個々の農家が経営を全部ある共同体に移してしまふということのみでなくて、その持っている土地について、たとえば耕作には二十町歩、あるいは四十町歩というような人が寄り集まって、寄り

集まるならばそれくらいになる、農家が集まって四十馬力くらいのトラクターを持って耕耘するというようなことで、もって、農家経済を自分の農家でやるということをやめないでも、独立の形態になつてしまわないでも同じようなことができるわけですね。そういう方向でできるものがあるわけですが、協業組織という言葉で呼んでいいわけですね。けれども、そういう形でやる、協業というものが現実にあるんだとしたしますと、私も大いにそういうものを助長していくということでは生産性も上げる、所得も上げるという目的は達し得ると、こういうふうに考えております。

○亀田得治君 まあ私は、その経営規模の拡大をしやすいうちに、経営規模の拡大ということは私はもう至上命令だと思ふのですが、そういう立場から申し上げておるわけですね、そうしてやはり共同化に対する熱意というものは相当農民の間にあるわけなんです。個別経営で相当な収益を上げておる面もありますが、そうでない、やはり共同化でやっていかなければならぬという考え方も相当あるわけですね。だからそこを伸ばすのがむしろ筋じゃないかという立場から、その方がしかもやりやすいのだ、経営規模の拡大としては、もちろんそうならばそれは共同化された中で余剰労働も今後出てくるでしょう、ほかに移っていくということ、これは自然なことでしょう。それから家族経営にあまりにも執着し過ぎるから、これはもうしばらくくすねばす、何といふか、もうフルに働けないという状態になります、おそろく。その際また、じゃ五町歩に上

げるのだとかいったようなことにならる。そういうことなら初めからもっと大きな目標というものを農民に与えて、そこへいく過程というものは、いろいろこれは考えてもらつてもいい、こういう方法もある、こういう方法もある、その最終目標を何か共同化だとかいうようなことを言うにこだわっておるような感じがするのですね。申し上げるのです。そこで現実に農業法人としての現在あるものですね。これはちよつと資料もあるのですが、農地局の調査と、国税庁の調査の数、二つが出ておるのですが、非常に数が違うわけですね、倍くらいになっておるわけですね。農林省のは半分くらいの数になっております。これはどういうわけでしょう。

○説明員(丹羽雅次郎君) 農地法の審議の御参考資料として用意し、あるいはお配りしたかとも思うわけですが、農地局では昨年の三月に調べました以後の調査はいたしておらないわけでございます。それがこの前も国会にも御提出いたしました三百五という数字を一つ持っておるのでございますが、国税庁の調査は、今三十三年八月の調査でございます、まあ時期的なズレの問題と、それから俗に法人と言つておりますが、内容が非常に明確でない、実は三百五の中でも資料の中で、実質これは法人と考えられないから八十三社は農地局の方でもカットしておるような事情でございます。一定の基準で、たとえばかりに農地法等改正しまして一定の条件に合致した農業法人は幾らかと、こういう調べ方をすればきちっとした数字が出て参るうかと

思います。今はいろいろの形のものが出ておりますと調査の時点との差から数字に差があると存するわけであり

○亀田得治君 その国税庁の三十三年八月で、農林省の方があとになるわけですが、あの方の数が多いうのならわかるのですが、これはどうなんですか。しかも三百五と六百二十八と非常に大きな違いですね。

○政府委員(大沢融君) 調査時点の差と、それからこまかい調査方法は今こ

○亀田得治君 いや、調査方法といつてもこれは法人なんですよ。だからちよつと違い過ぎじゃないですか。そんな、半分しかないというの、ちよつと違ひ過ぎじゃないですか。今言つたようなことのほかにどういふことでこういう差があるかというところは、ここではちよつとまだお答えしにくいと思ひますが、調査方法なり、あるいは調査時点なりでこういう差があつたんじゃないかと、こう思ひます。

○亀田得治君 ちよつと調べて下さい。それで府県別にちゃんとわかつておるんだと思ひますが、その点もあわせて調べて下さい。それから従来、国税庁では農業法人というのを認めない態度をとつておつたわけですね。その問題は、どうなつておるのか、その後。

○説明員(丹羽雅次郎君) 国税庁では農業法人を認めないといういい方ではなくて、実態によつてきまるのだといふ、こういう見解でございます。

従つて、ただその実態につきまして、たとえば農地法上の許可を得ず、たとえ土地を耕作しておるといふような実態は適法化を、できればそういう実態の上で自分らは判断する、こういうことでございまして、農地法改正等によりまして、その関係がきちんといひますれば、その実態の上で判断をするということ、ただいまの現状では、農地法の改正を国税庁としても心待ちしておるといふような現状でございます。

○龜田得治君 まあこれはちよつといひで聞いたことですが、まあいろいろのために裁判などにもまで発展して、非常に農家として迷惑しているのがある。農業法人などを認めて、こういう方向がもう出ている現状で、まだそんなことをやっているというのはなほだおかしいと思う。だから、そんなことは、一つ至急大蔵省と打ち合せて、やはり問題を片づけるというようにしてほしいと思います。これはちよつと話が余分ですが、要請しておきます。

○北村暢君 ちよつと関連……。農地の価格の問題について関連してちよつとお伺いしたいと思ひますが、今度の農業法人との関連もありまして、農地を出資した場合の対価としての配当、こういうものについて小作料との関係で、一体どのように考えておられる。これを一つ御説明願ひたい。

○説明員（丹羽雅次郎君） 農地法を御審議の際に詳しく申し上げることに相なるうかと思ひますが、今考えております法案作成にあたりましての考え方としては、出資につきまして、相集まった会社なり法人を

構成する人が、出資をどう評価するかということにつきましては、特別、行政で協定をする考えはとっておりません。従ひまして、現物出資としまして、出資金にかつて土地を現物出資いたします場合に、法人を構成する人が時価で評価しようということでお話し合ひがきまれば、時価評価になると思ひます。ただ、時価で評価しては出資配当のウェイトが高くなるから、固定資産税の基準で出資しようといふようなことがお話し合ひがまれば、その基準で出資を評価していただく、こういう形に相なるうかと思ひます。

そこで、小作料との関係でございしますが、法人が農業を営みまして利益が出た、必要経費を落としまして剰余金が出た場合に、これを剰余金配当を行なうケースを一つ考えますと、それは出資に応じて配当が行なわれる場合におきましては、もうかれれば小作料よりも多い配当があるかもしれせんし、もうけがなければ配当はゼロという形に相なりますので、出資配当と小作料配当との間では特別の関連をつけておりません。もちろん、法人が第三者あるいは構成者から土地を借りまして、その人との間は小作料関係でございまして、統制小作料を働かせる、こういう考えでございします。

○北村暢君 そうしますと、出資の場合と、法人が借地で事業を行なう場合と、同じ土地の収益価格、そういうものの見方というものが変わってくるというふうな理解できるのですが、実際問題として、現在の統制小作料というものを維持して、この農地の出資について小作料の範囲内でいけば安くなるか

ら、とてもそれでは出資するものがない、こういふ現状になるのじゃないか。そういうような点から、今、管部部長はそういうような答弁をなさると思うのでありますが、そういうこと、でいくという、統制小作料というものの関係からいって矛盾を生じて、統制小作料といふものは、これはくずれてくるのではないか、こういう心配があるわけでございします。これは全然、統制小作料は現在のまま維持をしていく、そうして、くずす意思はない、こういう考え方を今後買いていかれるのかどうか、こころ辺のところをもう少し具体的に説明を願ひたい。

○説明員（丹羽雅次郎君） 私から初めに。小作料統制は、土地の所有者が土地の使用収益を提供することの対価として受け取るものでありまして、その対価が土地収益の範囲内に限定されるべきであるという考え方から小作料統制をやっておるわけであります。それから出資の場合は、先ほど申しました通り、法人が設立されますと、そもそも資本金が必要で、現金を出資するかわりに土地が出資されるということ、で、いわば出資金の現物見返りとしての出資でございします。貸付とは当然性質が違ふという考えをとつておるわけでございします。そこで、その関係から統制小作料がくずれるかという御質問につきましては、剰余金の配当が、いろいろな形で、非常に販売がうまくいった、非常に高く売れるものが作られたというふうな企業総合の結果の利益の配当でございします。そこで、そこに差がでましても土地の使用収益権の対価としての小作料とは当然性格を

違ふものとして、私もはくずれるとは考えておらないわけでございします。それから小作料そのものをどうするか。あるいは大臣から御答弁されるのが筋合いかと思ひますが、合理的な検討は今後も当然続けて参るわけでございしますが、出資との関係で小作料をどうするといふふうな方には考える考えはございせん。

○北村暢君 関連ですけれども一点だけで終わりますが、この農地の評価の問題はこれはまあやればいふん長くかかるわけなんです、現行農地法でも価格が三つあるわけなんです。農地法による買収売り渡しの対価としての農地価格、それから小作料の所有権としての価格、自作地の時価、こういうふうなことで、農地の価格に対する考え方というものが、私は非常にやはり今後大きな問題を残しておる。しかも、今管理部長の話によると、農地の出資の場合は時価によつて出資をする。こういうことを公然と認めるということになりますと、今後における農業の近代化なり農業の生産性を上げるという面からいって、私は非常に大きな問題が出てくるのではないかと、このように思ひます。従つて、これは農地は統制をしない、農地の価格は統制しないという前提に立てば——立てているからそういうふうなことが出てくるのだらうと思ひます。が、どうしてもやはり今後の農業の生産性なり近代化なりというものを考える場合に、農地価格というものを対する考え方というものをやはり従来と変わった形で考えなければならぬんじゃないか、こういうふうな感じを強く持つわけであります。従つてこの点

については、農地の価格の問題について、今後重要な農業政策の一環としてどのような考え方で対処するのか、これは一つ大臣からはつきり承っておきたい。もう一つは、地方公聴会等にも多くの意見として出てくるのは、農地の移動が行なわれる場合には、やはり政府が買い上げて、そして時価で買ったのは自後の農業採算といふものは成り立たない。一反歩十七、八万という統計になっておりまして、実際には管理部長も認めているように、二十万、三十万という価格で売買されている事実もあるわけであります。そういう高率な農地価格で農地を取得したのでは、その後における農業生産といふものに、これは地価の下敷きになって、生産の近代化も合理化もできない。従つて、農地の移動といふものも非常に困難である。であるから政府が買い上げをして、その二重価格でもって時価で買い上げて、農民には安く売れという極端な要求まで出ております。これは従来だいたい意見の戦わされたところで、これをやれば百五十万歩の自立経営農家を作るだけで、農地の移動だけで三兆円要る、こういうことで財政負担からいっても、これはとてもできないといふようなことすら出てくるのであります。しかしながら、現実の問題としてそういう高率の農地価格では自後の農業採算はとれない。これはまあ私ははつきりしていることだと思ひます。この非常に矛盾した現実を、一体今後の農業近代化なり生産性を上げるという方向は一体どういふふうに対処せられるのか。一つその点を明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君) その点について、先ほど亀田さんの質問の際に、二、三触れましたが、今別にこの農地価格を統制するとか何とかいうことは考えておりませんが、将来の農政をやっていく上において農地価格についてはどういふふうにするかということについては十分にいろいろな方面から考えていきたいと思っておりますが、今結論的には申し上げることはできませんと、先ほどお答えをいたしましたのであります。

それから前段の農地価格の問題についていろいろ問題があるがとおっしゃいました、これはその通りであります、この点もあなたがおいでにならなかったときだと思ひますが亀田さんにお答えいたしましたように、土地価格を固定資産税の評価の場合においてはこれは時価によつてくれるなという希望が出ています。これはあなたの方から質問が出まされております。現在そういうことをやっております。ところが、逆に地代なんかを、一体米の価格決定等に関して米価算定の基礎においてどういふふうに見込むかというときには、できるだけ高く見てくれという、こういう要求がございます。こちらにも私は非常にお互いに考えなければならぬ点があると思ひます。そのときはむしろ地代について、土地価格というものは高いほどいいというふうな考え方でもこれは困るわけですね。それから同時にまたわれわれが土地を造成等の関係においてあまり高いというのも、どっちへ持っていくかということについてもやはり関係を持つもので、それはいろいろな点に影響があるので、

一体これらの額はどの辺があるべき姿であるかということについては、初めにお答えをした通り、いろいろと今研究をいたしている際であります。

○亀田得治君 それじゃまあ共同化の関係だけ問題点だけ、お聞きしておきたいと思ひますが、ヨーロッパにおける資本主義国における農業問題としてですね、共同化という問題はあまり出ておられようですね、私の拝見したところでは、どうなんですか、出ていますか。

○政府委員(大沢融君) 私も必ずしも外国の事情詳しくないであります、共同経営というふうな問題はあまり出ておられないように思ひます。

○亀田得治君 私まあそういう外国の農業経営の形態までは知りませんが、ちよつと確かめたわけですが、その原因はどういふふうに見ておられるのか。私の見方はこうなんです。西欧諸国における自立経営ですね、やはり自立経営ということは問題になつてくる。この自立経営自体の大きさが日本よりも相当高いですね。従つてですね、この共同化という問題まで持ち出す必要がないのじやないか。その点で大体解決していきまうからね。そういうふうには私は見ておられるんですが、それは間違ひかどうか、一つあなた

の……

○政府委員(大沢融君) まあ規模が大きい場合に共同化しないで自分だけでやっていくということにならうかと思ひますけれども、たとえばドイツあたりのなかでも機械の共同利用というふうなことは必要だということも言つておられるようです。ですから、そういう共同

化というものがやはり農業の中で果たす役割を、たとえば西ドイツあたりでも認めているということだと思ひます。

○亀田得治君 いや、経営自体を共同化していくという問題があまり出ないのは家族経営そのものの引き上げる目標をこれを相当高いところに置いておるから、そこまでは問題が出てこぬのも済む。いわゆる、まあ、あなたたちの言葉で言えば協業組織というのですか、そういう程度の共同で問題が処理していきける。そういうふうには私はまあ理解しておるわけですが、これはやはり、まあ研究してほしいと思ひます。どうでしょう。

○政府委員(大沢融君) そういう問題もございまして、そのほかにはやはり農民心理の問題として、わが国でもそうであるように家族農業経営を解体してまでも共同経営に自分の農業を預けてしまふということまではしたくないという気持ちも大きな原因の一つだと思ひます。

○亀田得治君 それは農民心理といひましても、西欧諸国においても、もし皆さんがたまたま今度所得倍増計画で書いたような低い自立経営、そういうものを打ち出しておれば当然はみ出し

てくるわけですから、だからそれは違つた形で私は問題、日本と同じよう

に出てくると思ひます。だから、どつかに問題の欠陥があるわけですよ。こつちにあまり共同化ということをやわさぬようにするならば、自立経営の目標をも少し再検討の要があるしね。どつかに欠陥がある。

○國務大臣(周東英雄君) どうも私は亀田さんの言われること、あまり社会

党の考えに大いに引っぱらうという考えもあるから。いいことは大いに賛成しますがね。しかし、二町五反じゃ少ないから早う目標を大きく上げてと言われるけれども、それはその国の国情だと思ひます。私も全部ヨーロッパを見ておらぬが、デンマーク、スイス、西ドイツ、ドイツあたりも戦前

ですが見ておられますが、やはり農民の数というのは国民総数に比して少ないのです。比較的少ない農業者があ

る程度大きな規模の農業をやつておる。機械化した農業をやつておるというこ

とが一つの強味ですね。ところが、そこにおいて日本というのは、どうしたつてこれだけの狭い国土の中で約三分の八が農業人口であつて、それが農業によつて養われておるといふところは一つの零細性があるといふことは今さら言うまでもない。これを一体どう

いう程度までやつていくかということに、また日本の社会政策状況から見て、大きいほどこれに越したことはないのですが、それはやはり全部の農家がべらぼうに大きなものをとつて、土地を持つて生産するものがはたして需要にマッチして売れるのやら売れぬのやらわからない。そこにも農産物の消費面における、需要面における問題がある。不幸にしてそこに多数の農家がある。こういう面の中でやはり

漸進的には一つの土地の面積からいへば二町五反というものをやってみておるけれども、これはおしかりを受ける

かもしれませんけれども、私は一つの目標であると思ひます。しかも、たびたび申し上げますように、二町五反でも少ないし、八反歩ぐらいで二人の農業です。百五十万円、あの所得倍増に

なつた粗収入百万でなく、粗収入百五十万円になつておるといふこともそれがあるわけですね。それは営農形態が非常に違つた形態で営農しておるのです。私は一つの目標として二町五反考

ばれておるわけです。また第一段階で、それをちつとも自民党及び政府は否定しておらないのです。ところが、全部土地を出し合つてというのは所有権を法人に移すのです。そう徹底した共同経営というか、協業経営の姿までいくという事は、むしろ農業者にじっくり話しますと全部が賛成でないわけです。また、それをやる場合においては、先ほどもうあなたがお触れになりましたように、一体土地を出資した場合にどういうふうに分配するかということ。これはそこが問題があるのです。そこで出資の形態を何ぼに見積もるかということ。もし土地を持てているものがみな集まつてきた一応の形態からいへば、これは先ほど部長から申し上げましたように、これは分配の基準なんです。ですから、みなが同じ基準に、格好のシェアに出すなら出資が時価によつて見立てられ、おのの基準が同じなら、それなら分配は一向に差つかえない。一方において固定資産税の標準価格で見積もろうといへばそれでもよからう。みな同じ負担なら分配の基準は同じだということです。そこが問題なんです。それは法人に合したただけで農民一人当たりの分配所得というものをよけい上げるといふことであれば、ある程度あなたの言うようにみな土地を取り上げてもよさなければならぬ、こういうことになりますよ。そのときに土地をふやすだけで生産したものが売れるのか売れないのか、こういう需給の面に立ってやらなければ、土地をふやすのだけならば、これは私は問題でない、こういうふうに思つております。決して、繰り返して申します

けれども、協業は否定でも何でもなく、まず中心を家族経営に置き、その家族経営をやっている人が機械利用その他によつて、協業組織によつてやるものは大いにやるべし、さらに進んで自分の所有権を失つてもやるのはおのの希望に沿つて助長していくということ、全然われわれは否定もしていません、今後の進展に伴い、それに応じた措置をつけていきたい、かように考へておるわけです。

○亀田得治君 多少こまかいことになりませんが、一つ、農業生産法人ですね、これを作るにあつて会社形態を取り入れてこられたわけですね。農業生産協同組合というものと別にこういう会社形態を取り入れたわけですが、こんな必要は私はないと思うのです、なぜかというのをさされたのですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 先ほどお話のございました税、あるいはこの法人化のきっかけになりましたいろいろの問題の際に上りましたが、有限会社の問題でございいます。それからもう一つ、別個、一家一人という問題が別途ございいます。一家一人の問題でも経営と家計の分離なり、それからファミリー・コストをはつきりさせるというふうな問題も農業の前進のためには意味のある面もございいます。そこで問題は、協同組合法による農業生産協同組合以外国としていけないというかどうかという問題なのでございまして、今現国会に提出いたしております農地法、農協法改正では国としてそういうものはいけないという必要はなからう、制度としては作つてやりたいという人はおやりになつてもよからう、た

だ行政指導といたしましては生産協同組合なり何なりをなるべく作らせるという指導の問題は当然でございますが、制度的にシャットアウトをする必要はなからう、こういう観点で有限会社、合資会社、それから生産協同組合等を考へるわけでありまして。ただ一言だけ敷衍させていただきますと、先ほど来小作料がくずれていくおそれはないか、あるいは不在地主制がまた戻るおそれはないかという配慮から非常に其同化、法人の条件をやかしくつけております関係上、株式会社ですと株式の譲渡によりまして人がどんどんかわつていってしまう。それを法律で押えるわけにも参りませんので、移動性の激しい株式会社だけは国の立場としていけない。それ以外はシャットアウトをする必要はない、こういう角度から入れたものでございいます。

○亀田得治君 そうすると、この会社形態の法人の場合に、たとえば常時農業に従事する者、それが半数以上ですか、なければならぬ。いろんな制限がありますね。あの常時従事者というのとは何か政令で定めることになつていくのですか、中身はどういう中身をお考へになつていきますか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 大体日数で、省令で定めるつもりでございまして、従つて必ずしも三百六十五日とか二百何十日というふうなことではなく、特定の法人を頭に置きまして、その法人が自分たちの構成員だけでやつたらば一人何日働くのが適当かという数字を算定、算式を設けまして、それに五割程度の余裕を見た範囲内においてその法人の仕事に従事すればよろしい、こういうふうに省令でやる大體の考へてございいます。

○亀田得治君 そうしてその法人の仕事というのは農耕もあるし、それからいろんな経理の担当とか、事務的なことも含むわけですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) さうでございます。

○亀田得治君 そういたしますと、今までは農業をやつておらない人がある程度金を出して、その法人に参加をしてそして今農林省で定められた程度の時間をその会社のために働いて、しかし本来は百姓ができない人なんだが、まあ帳簿を見たりしておればそれでやぱりちゃんと従事者の一員になるわけですか、常時従事者の。

○説明員(丹羽雅次郎君) 法人が法人形態として農業を営み、物を生産し、販売するにはそれに応じて現実にすべきをふり、トラクターに乗るといふ仕事以外にはいろいろの帳簿の問題なりその他の問題等があるわけでございます。従つてその法人が農業をやつていく上に必要な仕事に常時従事する場合には出資をして、そういう状態の法人の仕事の中身に入つて働いていける人は、常時従事者と見て差しつかえないのではなからうか、こういう考へをとつております。

○亀田得治君 そういたしますと、私まあ非常に心配するのは、大きな農業法人、会社形態の法人ができて、そして今私が申し上げたやうな人が若干金を持って入つてくる。そうして年間何日働いておるといふことにしようと思へばこれはできますね。それから実際に働いている場合もあるでしょう。ところが、そうしますとそういう金を持つて入り込んでくる人、これは本来なら

ば百姓じゃないのですから、農地に対する支配権などはないわけですね。譲り受ける権利もない。そういうものがこの会社形態というものを利用して、今度の法律ができたおかげで何か農地を事実上支配してける、まあそういう事態にやつぱり進みやすいわけですね。これから酪農にしても果樹にしても大いに成長産業として奨励するんだから、もうける、利益が上がることを農林省は目標にしておるわけですから、そういう格好になれば当然出資してくる人もあるわけです。現に水産会社とか何とかいろいろの問題があるわけですね。何かそういうものを助長するような、やりやすいような格好をこの基本法を基礎にして関連法規で作り上げていく、私はこれはちょっと早計じゃないかと思うのです。そういう道もいろいろやつてみて、残しておいてもいいのだというふうな結論になればまた別ですがね。出発点としては農民のためのやはりこれは制度なんです。から、やはり出発点としては農業生産協同組合、これ一本で出発していくというところが本筋じゃないか、そうすればこのために幾ら国が援助しようともあんな農業以外のところにそれが恩典がいくということもないでしょうし、この点非常に私は疑問に思つておりますがね。

○国務大臣(周東英雄君) これはお話は私どももつともな疑問であり、不安をお感じになるのはもつともであらうと思ひますが、私どもは大体精神的には考へ方はあなたと同じです。つまり今度の法人を認めるということ、これは現実に果樹園等の栽培等に關してはすでに有限会社等ができておるのです。し

かも、その内容というものはどうかというところ、もともと自分が、五反歩、三反歩、六反歩持つておる人が土地を出し合つて、そして法人という形態を作れるけれども、実際は働く人はその五反歩、三反歩、六反歩持つておるものと農家が耕し、そしてかり合つてその農家の人が理事になり、社長になつておるわけだ。そういう形態があるために、それを急にやめさせてしまふことはなかなか実際に合ふからそれは認めていいたうから、しかも、株式会社を除いては、一体株式会社についてあるのです。一体株式会社について表決権が出資によつて違ふが、有限会社の方では定款等によつて表決権を同一にすることが出来る。出資の多寡によつて、農村によつてインフルエンスが違ふというところは困る。あくまでも農業協同組合法の精神でいかなければならぬということ、株式会社を除いておるわけだ。だから私は御心配な点はごもつともですが、あくまでも精神は希望によつて法人ができるという場合ももとの農業者が土地を持つて入る、あるいは使用権を設定して、そして形式は労働者みだになるけれども、あくまでももとの農業者が耕す。そしてその法人を運用する執行機関は、社長になるか、理事長になるか知らぬが、組合長になるか知らぬが、それらがかり合つて、その農業者がやつていく。だから、実際は個々の農家がやつておるのと変わらぬ形になるのが一番よろしい、これがねらいです。そういうことの考えでありますから、全然農地も持たない金持ちが出てきて、出資しておいて、だんだんと土地を取り上げてしまふというふうな考

えは全然否定しているものであつて、そういうことの心配がありますならば、これを政令等で書きまふ場合に十分検討して、趣旨を通すようにいたしたいと思ひます。

○農田得治君 これは幾ら政令で書きましても限度があると思ひます。で、現在、有限会社というものの現実にあるのだから、というふうなことも一つの理由のようですね。けれども、しかし、これは報告によつても二百二十三日か、その程度しかないわけですか、それは、農業者協同組合といつたような制度がないもので、や、やはりそういうところに、精神はあくまでも農業生産協同組合的なもの、だといつたようにおしやるなら、やはりそれを一本にして、現在ある有限会社形態のものなどは、そういうふうな組織がえをしても、もういふうにやつていく方が私は間違ひがないと思ひます。それで、何か立案の過程では、株式会社形態のようなものもちよつと認めるような意見すらあつたんじゃないんですか。それは私の聞き間違いですか。誤解ですか。全然なかつたのですか。

○説明員(丹羽雅治郎君) 前々国会に暫定的に生産法人の道を開くという案を提出いたしました際には、株式会社も入つておりました。ただその際は、御承知の通り、借地権しか法人に認めないという法制でございました。今度のは、法人の土地取得も認めて共同化を助長するという立場におきましては、何も借地権だけに限定する必要はないという立場で所有権を認めました関係上、先ほど申しましたように、株式会

社を落とした。本案を作りました過程においては、株式会社は最初から入れておりません。

○農田得治君 まあ、これは必要性からいつても、そんなに要望のある問題でもないし、危険性の方が多いと思ひます。そういふ道も開くんだ、開いておくんだ、排除する必要もなかるうという程度のことなら、これはやはり何といたつて農民と金を持つた者と一緒になれば、これはもう勝敗は明らかなんです。だから私たちは、この共同化といふことを非常に重視して、この法律によつて共同化されて、それはまあ、またこつちもそうなければ、それを使つていきますが、使つていきますが、そういう妙な格好に走るおそれがあるようなものは、これはやつぱり困るわけだ。それは削除できませんか。

○國務大臣(周東英雄君) まあ今までは協同組合形態による制度がなかつたんです。有限会社、あるいは合名会社等によつてやつておる現実は先ほど申し上げた通りです。これは実際厳格にうまうできています。みんな同じ程度の、田圃を持つておる人たちが集まつてやつておる。しかも、親族友人なんかが入つてやつておる形ができておりますが、今後は、組合法の改正によつて、協同組合でやれることの制度ができれば、これからはこの方が活用されて、今までなかつた時代とは違ふと思ひます。その際に、今やつておる有限会社をみんな組織がえさせる必要もむしろないじゃないか、弊害もないようだし、こういうことも考へて、この法人の關係を認

めておるわけだ。今のところそういう考へておられます。地方によつて、將來あるいは有限会社の方がいいというふうなものが出てくるかもしれないけれども、そういう場合には、嚴重に定款等の指導をやつてやりますから、御心配のようないふことも出てこないだらうと思ひます。今すぐ削除といふことは考へておりません。

○農田得治君 そういう何か弊害などが出てくるような傾向が出てきたら、これは直しますか。そういう弊害が生まれてくるような傾向などが實際問題として出てきた場合には直しますか。

○國務大臣(周東英雄君) それは、農業の本体をくずすような弊害が出てくれば、そのときによく研究して善処すべきだと思ひます。

○農田得治君 その善処といふことの意味ですが、それは弊害なんですか、直すといふのがあたりまえじゃないですか。

○國務大臣(周東英雄君) もちろん善処する。直す場合も削除する場合もあるし、直して中の規定を嚴重な形で悪いことのできぬようにすることもあつてしようから、いろいろの意味で善処と申しました。検討いたし善処いたすこともあります。

○委員長(藤野繁雄君) 本日はこの程度にいたします。

午後零時二十六分散會

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、飼料需給安定法の一部を改正する法律案(衆)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「生産者団体」を「農産物価格安定審議会」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「生産者団体」を「農産物価格安定審議会」に、同項第一号中「農業パリティ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参しやくして」を「生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参しやくし、甘しよ又は馬鈴しの再生産を確保することを旨として」に、同項第二号中「農業パリティ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参しやくして」を「生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参しやくし、なたね又は大豆の再生産を確保することを旨として」に改める。

第五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の生産費に含まれる自家農業労働の価額は、他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならぬ。

第六条中「特に必要があるときは」の下に「農産物価格安定審議会にはかり、その意見を尊重して」を加える。

第七条第二項中「買入基準価格及び」を削る。

第九条第一項中「以下本項において同じ」を「以下同じ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農産物価格安定審議会)

第十条 農林省に、農産物価格安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、農産物等の需給の安定、流通の改善、消費の拡大及び価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

第七条の次に次の一条を加える。
(政府所有大麦等の売渡し)

第七条の二 政府は、国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会にはかり、実需者団体に対し、その所有に係る大麦又ははだか麦を、それらの原価にかかわらず、国内の畜産物及び飼料の市価その他の経済事情を参しやくし、畜産業の経営を安定せしめることを旨として定める価格で売り渡すことができる。

2 第六条の規定は、前項の規定により大麦又ははだか麦の売渡しをする場合につき準用する。

条八条中「輸入飼料を売り渡したとき」の下に、「前条第一項の規定により大麦若しくははだか麦を売り渡したとき」を加え、「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、「売り渡した輸入飼料」の下に、「大麦若しくははだか麦」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後に行なう政府の農産物価格安定法に基づく昭和三十五年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の買入れに關しては、なお従前の例による。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中農業観測審議会の項の次に次のように加える。

農産物価格安定法の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案
飼料需給安定法の一部を改正する法律

飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三十五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「売渡しを行うこと」の下に「政府の所有に係る小麦の売渡しについて条件を附すること等」を加える。

第二条中「とうもろこし」の下に「大豆油かす、大豆」を加える。

第三条中「輸入飼料の買入、保管及び売渡し」を「飼料の需給及び価格の安定」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、飼料需給計画を定

め、又は変更しようとするときは、飼料需給安定審議会にはからなければならぬ。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による輸入飼料の売渡しは、養畜を行なう者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体で農林大臣の指定するもの(以下「実需者団体」という。)に對し行なうものとする。

第五条第三項中「国内の」の下に「畜産物及び」を加える。

第七条の見出しを「政府所有小麦の売渡しに関する措置」に改め、同条第一項中「国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会にはかり、」を「飼料需給計画を実施するため、」に改める。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりふすまの価格を制限する場合には、政令で定めるところにより、小麦の売渡し価格、小麦の製粉の費用、小麦粉及びふすまの市価その他の経済事情を参しやくし、その価格の最高限度を定めてするものとする。

3 審議会は、農産物等の需給の安定、流通の改善、消費の拡大及び価格の安定に関する重要事項につき、関係行政庁に建議することができる。

4 審議会は、次に掲げる者につき、農林大臣が任命する委員十八

人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 農産物等の生産者を代表する者 五人以内

四 学識経験のある者 五人以内

5 専門の事項を調査するために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、学識経験のある者のうちから審議会の推薦に基づいて農林大臣が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条第一項中「加工業者」の下に「第七条の二第一項の規定による大麦若しくははだか麦の売渡しを受けた者」を加え、「輸入飼料又は」を「輸入飼料、政府の売渡しに係る大麦若しくははだか麦又は」に改める。

第十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「委員」の下に「及び専門委員」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、飼料に關し学識経験のある者のうちから審議会の推薦に基づいて農林大臣が任命する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。